

平成21年5月18日現在

研究種目：基盤研究（C）  
 研究期間：2007～2008  
 課題番号：19520603  
 研究課題名（和文） 上海のユダヤ人難民社会の人的構成及び共同体としての存在様態に関する研究  
 研究課題名（英文） A research of the composition and circumstances of the Jewish refugee community in Shanghai  
 研究代表者  
 阿部 吉雄（ABE YOSHIO）  
 九州大学・大学院言語文化研究院・教授  
 研究者番号：70231975

研究成果の概要：本研究計画では1938年～1951年に上海に存在したユダヤ人難民社会の構成およびその特徴を各種資料の収集分析により解明した。従来はドイツおよびオーストリア出身の難民のメモワールが最大の情報源だったが、本研究計画ではのべ2万人以上の個人に関するデータを調査し、上海のユダヤ人難民社会のより具体的な姿を描き出した。特にリトアニアおよびチェコスロバキアで杉原千畝が発給したビザと上海のユダヤ人難民社会の関連の詳細な調査は過去の例のないものである。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	300,000	90,000	390,000
2008年度	200,000	60,000	260,000
年度			
年度			
年度			
総計	500,000	150,000	650,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・東洋史

キーワード：上海、ユダヤ人、難民

## 1. 研究開始当初の背景

第2次世界大戦を含む約13年間（1938～1951年）中国上海に中欧・東欧系ユダヤ人の難民社会が存在した。彼らは1938年3月のナチスドイツによるオーストリア併合から、同年11月の水晶の夜事件（ドイツ・オーストリア全土での組織的反ユダヤ人暴動）や1939年9月のドイツ軍のポーランド侵攻を経て1941年6月の独ソ戦開始に至る時期に、ナチスによる迫害または迫り来るドイツ軍に追われ、当時入国ビザが不要だった上海租界に移住した約1万8000人のユダヤ人である。

出身国も言語も宗教・宗派（正統派・保守派・改革派ユダヤ教およびキリスト教）も異なり、ユダヤ人ゆえに迫害されたという体験だけを共有する人々がひとつの共同体を形成した。彼らは当時日本軍が管理していた蘇州河以北の虹口・楊樹浦地区に集中して居住した。第2次上海事変で被害を受けたこの地区は家賃が安かったからである。1943年2月日本軍の布告により他の地区に住むユダヤ人難民も虹口・楊樹浦の中の約2km<sup>2</sup>の指定地域（いわゆる上海ユダヤ人ゲットー）に居住・就労を制限された。戦後、彼らは元々目指していた

移住先であるアメリカ・カナダ・オーストラリア・イスラエルなどへの移住を望んだが、それが実現したのは1947～1951年だった。

本研究代表者（阿部吉雄）は上海のユダヤ人難民社会について、多方面の資料を用いてその実態を解明すべく研究を行っている。従来、このテーマに関してはドイツおよびオーストリア出身のかつての難民のメモワールが最大の情報源だったが、難民社会全体の構成や活動を理解するためには、より詳細な資料の調査が必要だった。

## 2. 研究の目的

- (1) 上海のユダヤ人難民社会の構成や活動を、これまであまり知られていなかったポーランドとチェコスロバキア出身のユダヤ人難民を中心に解明すること。
- (2) 上海のユダヤ人難民個人々人に関する具体的な情報を収集分析し、難民社会の全体像を明らかにすること。
- (3) 上海のユダヤ人難民社会にとって最も大きな事件であるユダヤ人ゲッターの設置が難民社会に及ぼした影響を調査すること。

## 3. 研究の方法

- (1) 外交資料館に保存されている当時の日本側資料を中心に、上海のユダヤ人難民社会の人的構成について性別・年齢・職業・居住地域・活動などを調査した。
- (2) 上記調査結果をデータベース化し、統計的に分析した。

## 4. 研究成果

(1) リトアニアのカウナスで日本の副領事杉原千敏が 1940 年夏に日本通過ビザを発給したポーランド人難民（主にユダヤ人）のリスト（いわゆる「命のリスト」）と、太平洋戦争中の 1943 年 2 月に上海地区日本陸海軍総司令官により公布された無国籍難民（主にユダヤ人）に対する布告の結果、蘇州河以北の虹口・楊樹浦地区に就労・居住が制限された人々のリスト『外国人名簿』（1944 年作成）を比較し、両リストに記載された人々の関連性を調査した。

まず杉原リストに記載されているのは、従来伝えられてきた 2139 名ではなく 2140 名であることを確認した。その国籍別の内訳は以下の通りである。

ポーランド	1993 人
リトアニア	53 人
ドイツ	43 人
チェコスロバキア	23 人
イギリス	11 人
リトアニア／ソ連	7 人
オランダ	3 人
ルクセンブルク	3 人
カナダ	3 人

アメリカ合衆国 1 人

『外国人名簿』にはのべ 1 万 4794 人の外国人（日本人を除く）が国籍ごとにまとめられ、その氏名、性別、年齢、上海における住所、職業が記載されている。杉原リストと『外国人名簿』に記載されている氏名を照合した結果、

姓名が完全に一致する者	67 人
姓と名が逆になっている者	141 人
姓または名がわずかに異なる者	222 人
姓名に一定の類似点が認められる者	7 人

の計 437 人（男性 401 人／女性 36 人）が見つかった。さらに『外国人名簿』の記載から、この 437 人と上海で同居していた親族と見られる 98 人（男性 33 人／女性 65 人）も判明した。

両リストに記載されたユダヤ人難民の職業について調査したところ、神学生 202 人、神学校教師 4 人、ラビ 15 人を合わせて 221 人になり、杉原ビザにより上海へ逃れた人々 437 人の半分以上を占める。これは『外国人名簿』全体におけるユダヤ教関係者の 8 割に上り、上海に逃れたポーランド系ユダヤ人難民の特徴と言える。一方、上海ユダヤ人難民社会の大半を占めたドイツ系ユダヤ人やオーストリア系ユダヤ人では医師・歯科医・看護師・薬剤師などの医療関係者、弁護士、ジャーナリスト、音楽家・演劇関係者のような学術的・芸術的な専門教育を必要とする職業の割合が高い。

両リストに記載されたユダヤ人難民の年齢の調査によれば、1944 年時点で 20 歳から 30 歳代前半に男性の大きな集団があるが、これは神学生が多いためである。上海のユダヤ人難民全体では 30 歳から 60 歳、特に 30 歳代後半から 50 歳代前半の者が多く、杉原ビザを得た人々は 1 世代若い集団に属する。このことは東方ユダヤ人という文化的背景の違いとも相まって、難民社会の中でポーランド出身者が特異な存在として孤立する一因ともなった。一方神学生以外の普通の人々は人数が少ない上に言語が異なるため、多数派のドイツ・オーストリア系ユダヤ人難民との一体感を得ることは難しかったであろう。

(2) リトアニアの次に着任したチェコスロバキアで杉原千敏は第 2 の杉原リストを作成している。それが 1940 年 1 月以降に在プラハ総領事館で発給したビザの発給時期（年・月）・入国ビザか通過ビザかの別・上海行きかアメリカその他の国々行きかという行先地別の数を記した調査書と、発給年月日・申請者氏名・国籍・行先地・料金・入国ビザと通過ビザの別を記した発給表である。この発給表にはビザ申請者 80 人（と同伴する子供 9 人）が記載され、そのうちビザ申請者 72 人（と同伴する子供 8 人）についてはユダヤ人

であることが明記されている。しかし杉原自身が発給したのは 1940 年 9 月の着任から 1941 年 2 月の総領事館閉鎖までの 5 ヶ月間の 41 人（と同伴する子供 6 人）である。

ビザ申請者の国籍は「猶太人」3 (2) 人、「独（猶太人）」69 (6) 人、「独逸人」1 人、「米国人」5 (1) 人、「スロバキア人」2 人となる。かっこの中は同伴する子供の数で外数である。在プラハ日本総領事館におけるビザ申請者 80 (9) 人の 9 割にあたる 72 (8) 人がユダヤ人であり、ユダヤ人迫害の影響をうかがわせる。ユダヤ文化の中心地だったプラハには 1930 年の時点で 3 万人以上のユダヤ人が暮らしており、そこに 1938 年 10 月のドイツ軍のズデーテン地方進駐に追われた約 2 万 5000 人が加わった。1939 年末までに国外に脱出できたのはチェコ全体で約 1 万 9000 人とどまり、第 2 次世界大戦中プラハからは約 4 万 6000 人のユダヤ人がヨーロッパ各地のゲットーへ送られた。

行先地別に見ると、上海 21 (4) 人、アメリカ 21 (1) 人、ウルグアイ 10 (1) 人、アルゼンチン 8 人、エクアドル 8 人、日本 3 人、メキシコ 3 (2) 人、ブラジル 2 人、ホンジュラス 2 人、フィリピン 1 人、大連 1 (1) 人である。かっこの中は同伴する子供の数で外数である。ユダヤ人に限定すると、上海 21 (4) 人、アメリカ 15 人、ウルグアイ 10 (1) 人、アルゼンチン 8 人、エクアドル 8 人、日本 1 人、メキシコ 3 (2) 人、ブラジル 2 人、ホンジュラス 2 人、フィリピン 1 人、大連 1 (1) 人となり、上海と中南米諸国の多さが目立つ。

申請者の性別は男性 41 (4) 人、女性 38 (5) 人、性別不明 1 人で、ユダヤ人のみでは男性 34 (3) 人、女性 38 (5) 人である。かっこの中は同伴する子供の数で外数である。ヨーロッパでユダヤ人が迫害される場合、最初は男性が暴力の対象になったり逮捕拘束されたりしたため、まず男性を国外へ逃がすことが普通だった。在プラハ日本総領事館におけるユダヤ人のビザ申請者の場合は女性の方が多く、一見すると状況が異なるという印象を受ける。しかし仔細に調べてみると、男女両方を含む家族連れ（その中には夫婦だけでなく、兄妹や親子、特にすでに移住した夫の所へ向かう妻と息子という組み合わせも含まれている可能性もある）は 15 グループ 36 (6) 人とユダヤ人申請者の半分である。残りの半分は単身での旅行が 28 人（男性 11 人、女性 17 人）、男性のみや女性のみ申請者グループ 6 人（男性 2 人、女性 4 人）および子供を連れた申請者 2 (2) 人（男性 1 人、女性 1 人）であり、やはり移住というより緊急の脱出という性格が強い。

在プラハ日本総領事館でビザを発給され上海へ向かった 21 人（と同伴する子供 4 人）のうちの 15 人の名前が『外人名簿』でも確

認できる。彼らのうちの数人の住所である 41/43 Chusan Road の建物には 35 世帯 52 人住んでいたが、1 人のドイツ難民以外はすべてチェコスロバキア難民だった。同郷の人々が集まり、ひとつの世帯がひと部屋というように共同で借りたのであろう。彼らのうちの 5 人は 1939 年 11 月には上海にいたことが確認でき、この 5 人はウィーンから上海に逃れている。Chusan Road（舟山路）はユダヤ人難民が開いた店が軒をつらね、「リトル・ベルリン」や「リトル・ウィーン」と呼ばれたゲットー地区の目抜き通りで、919 人のユダヤ人が暮らしていた。Chusan Road の中でも特に 41/43 の辺りは高級な 3 階建ての家屋が並ぶ一等地である。

(3) 1942 年 6 月のミッドウェイ海戦の敗北や 1943 年 2 月のガダルカナル島撤退で太平洋戦争の長期化が必至になっていた 1943 年 2 月 18 日、ラジオおよび新聞を通し上海地区の日本陸海軍総司令官名で上海における「無国籍難民」の居住・就労を蘇州河以北の虹口・楊樹浦地区に制限する布告が出された。「無国籍難民」(stateless refugees) というのは、1941 年 11 月ドイツ政府が外国に滞在するユダヤ人のドイツ国籍を剥奪する法律を作り、翌 1942 年 1 月から施行したためである。ゲットー設置の布告と相前後してイギリス人やアメリカ人など 5000 人以上の「敵性国人」が浦東・閘北・龍華などの強制収容所に入れられる。

指定地域外に居住するユダヤ人難民の指定地域への移住を推進するために、日本は布告の対象に含めなかったロシア系ユダヤ人に上海アシュケナージ救援共同協会 (Shanghai Ashkenazi Collaborating Relief Association / SACRA) を設立させた。すべての無国籍難民は SACRA から申告書を受け取り、登録しなければならなかった。登録作業は SACRA とユダヤ人難民側のいくつかの組織の代表者たちからなる合同管理委員会 (Joint Administrative Committee / JAC) が行った。JAC は登録者に関する統計データを作成しており、ゲットーへの移住期限の前日である 1943 年 5 月 17 日時点では難民の総人口を 1 万 5342 人と報告している。

指定地域外にあった 811 戸のアパートの 2766 部屋に居住していた難民は全体の 47.9% に当たる 7352 人に上る。これは布告の実施により指定地域内のユダヤ人難民の人口密度が約 2 倍になることを意味した。最も貧しい難民用に設置されたハイムと呼ばれる合同宿泊所に住む人々以外の、自分で部屋を借りて指定地域内に住む難民は 5171 人であるため、部屋への需要は 2.4 倍に跳ね上がったことになる。しかしゲットーへの移住期限の 5 月 18 日まで 3 週間に迫った 4 月 26

日の時点で、わずか 2000 人分の部屋しか調達できていなかった。

指定地域外での就労の禁止はユダヤ人難民が営業していた 307 の店や企業を直撃した。その内訳は衣料店 68、喫茶店・レストラン 50、古物商 26、食料品店 24、仕立屋 19、本屋 14、陶磁器店 12、薬局・薬品製造所 9、ラジオ・電気製品店 9、革製品店 8、宝石店 7、靴屋 6、写真屋 5、スタンプ・ゴム製品工場 4、毛皮店 2、雑貨店 44 である。

日本軍からゲットー外に居住することを必要と認められ移住を免除される人々もいた。ユダヤ人難民を監督管理する無国籍避難民処理事務所が 1944 年 3 月末に作成した「無国籍避難民特定地域移転猶予者名簿」は以下のような内容である。

職業ニ依ル特別猶予（家族ヲ含ム）

診療所ヲ有スル医師 41 件、68 人

病院勤務看護婦薬剤師等 9 件、12 人

軍、官、公其他使用特殊技能者 12 件、19 人

公務員公共的従業員者及工作関係 36 件、65 人

生活環境ニ依ル猶予（家族ヲ含ム）

布告不適用者ノ扶養ヲ受クル未成年者 3 件、3 人

同 老人 17 件、23 人

病人及廢疾者 9 件、13 人

国籍問題懸案中 3 件、3 人

大学就学中学生 1 件、1 人

合計 131 件、207 人

個々の住所を見ると最も人数が多い医師を始め 6 割以上が旧フランス租界であり、これはゲットーから遠く離れているため通勤・通学・通院が難しいことが直接の理由であろうが、フランス・ビシー政府に配慮したためとも考えられる。この資料ではゲットー設置の 10 日後の 1943 年 5 月 28 日時点の移住猶予者は 368 件、529 人だったとしており、10 ヶ月間で件数・人数とも 4 割以下にまで減少している。

(4) 上海のユダヤ人難民に関する研究の過程で作成した 1939 年 11 月時点のユダヤ人難民住所録のデータベース (5458 人分) を中国の猶太難民在上海記念館に提供し、同記念館が現在実施中の難民データベース構築に貢献した。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕 (計 4 件)

①阿部吉雄、「上海のポーランド系ユダヤ人難民」、『言語科学』、第 44 号、121～132、2009、査読無

②阿部吉雄、「上海のユダヤ人ゲットーへの移住」、『言語科学』、第 44 号、113～120、2009、査読無

③阿部吉雄、「資料調査：上海のユダヤ人難民の観点から見たもうひとつの杉原リスト」、『言語科学』、第 43 号、119～126、2008、査読無

④阿部吉雄、「資料調査：上海のユダヤ人難民の観点から見た杉原リスト」、『言語文化論究』、第 23 号、167～194、2008、査読無

〔その他〕

①阿部吉雄、「上海のユダヤ人移住者住所録 (1939 年 11 月) データベース」、2008、(猶太難民在上海記念館に提供。個人名を含むためホームページ等による一般公開は行っていない)

②阿部吉雄、「杉原千畝在カウナス副領事発給ビザ・リスト (1940 年 7～8 月) データベース」、2008、(個人名を含むためホームページ等による一般公開は行っていない)

## 6. 研究組織

(1) 研究代表者

阿部 吉雄 (ABE YOSHIO)

九州大学・大学院言語文化研究院・教授

研究者番号：70231975